重大事故･緊急事態発生時の連絡網及び分掌表

平成20年3月

代 表 取 締 役 社 長

安全統括管理者
常務取締役
営業本部長

安全統括管理代務者
取締役
営業部長

営 業 部 長

→ 安全統括管理者の指示のもと統括

→ 監督官庁への対応

ハイヤー次長

車両渉外次長

タクシー課長

→ 事故内容の掌握
必要に応じ、事故現場へ

本社渉外担当

→ 事故内容の掌握、各方面へ連絡･指示の後、事故現場指揮

本　社　連絡体制

営 業 所　連絡体制

1. 営業所独自の連絡体制を確立する。
2. 連絡相手が不在の場合は、一足飛びの連絡とする。
3. 家を空ける場合は必ず、連絡がとれるようにしておく。

所長名

所　　長

→
1. 当直者に適切な指示を与える。
2. 本社渉外担当者に連絡する。
3. 所属課長に連絡の後、事故現場へ出動する。
4. 職員の増員呼集をする。
   イ) 事故現場係
   ロ) 警察署係
   ハ) 負傷者家族対応係
   ニ) 病院対応係
   ホ) 情報収集係

(情報の錯綜を防ぐ為、営業所に待機し、全ての情報を収集し、問い合わせに対応できるようにするとともに新たな指示を与える)

当 直 者

→
1. 運転者が負傷により連絡ができない場合は、通報者からできるだけ詳細に下記③の情報を収集する。また、無線センターに連絡をし、現場付近の車両に応援を要請する。
2. 営業所の連絡手順により各人に連絡する。
3. 事故内容を充分に掌握の後、被害者の家族に連絡をする。

(連絡がとれない場合は電話した時間等を記録しておく事)

運 転 者

→
1. 救急車の要請 (負傷者の救助を第一とする)
2. 警察へ連絡

③営業所へ連絡

(あわてずに、何時、何処で、誰が、どうした等正確に報告し、あわせて負傷の様子、病院、警察署担当官等もきちんと報告する)